

平成 21 年 6 月 23 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課長



特定麻薬向精神薬原料に係る管理の強化について

特定麻薬向精神薬原料については、化学反応により麻薬又は向精神薬に転換されるものであり、従来から麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）に基づく管理を徹底するようお願いしているところである。しかしながら、今般、特定麻薬向精神薬原料である無水酢酸を我が国から密輸出しようとした事件が発生し、より一層の管理の強化が必要とされるところであるため、下記のとおり、貴部（局）に届け出ている特定麻薬等原料卸小売業者に対し、指導徹底方よろしくご配慮願いたい。

記

1. 法第 50 条の 33 に基づく事故等の届出の実施につき、改めて指導を徹底すること。
2. 法第 50 条の 33 第 2 項に規定する届出があった等の場合には、法第 50 条の 33 第 3 項に基づき厚生労働大臣に報告するとともに、必要に応じ、法第 50 条の 38 第 2 項に基づく立入検査等を行うこと。また、その結果を踏まえ、適切な対応を講じること。